

会 議 結 果 報 告 書

- | | | | | | | |
|---|-------|---------------------|----|---|---|----|
| 1 | 定例会 | | | | | |
| 2 | 開会日時 | 令和5年3月22日（水）午後3時55分 | | | | |
| 3 | 閉会日時 | 令和5年3月22日（水）午後5時7分 | | | | |
| 4 | 出席者 | 教育長
教育委員 3人 計4人 | | | | |
| 5 | 議決件数 | 5件 | | | | |
| 6 | 議決の状況 | 原案可決 | 4件 | 承 | 認 | 1件 |
| | | 一部修正可決 | 0件 | 同 | 意 | 0件 |
| | | 継続審議 | 0件 | | | |
| 7 | 議事録 | 別添のとおり | | | | |

教育委員会定例会議事録

1 会議年月日 令和5年3月22日（水）

2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長	新田	憲章
委員	神原	謙治
委員	松本	真奈美
委員	玉井	節夫

計 4人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【会議等】

・3月10日（金）～22日（水） 令和5年第1回府中町議会定例会

【学校教育課関係】

- ・小中学校卒業式について
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況について

【社会教育課関係】

- ・3月5日（日） ふちゅうみなみフェスタについて
- ・3月14日（火）～19日（日） あきふちゅう文化協会作品展
- ・3月19日（日） 同 芸術祭について

日程第3 報告第19号 代理行為の承認について
「付議事件に関する意見聴取について」

日程第4 第15号議案 府中町立学校職員衛生管理要綱の一部改正について

日程第5 第16号議案 府中町子どもの読書活動推進計画（第三次）の策定について

日程第6 第17号議案 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事について

日程第7 第18号議案 府中町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命の同意について

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	榎並 隆浩	教育総務課長	藤永 政己
学校教育課長	立花 淑子	社会教育課長	箱田 進一
社会教育課主幹	小路 和司	図書館長	金光 一隆
教育総務課課長補佐兼総務係長	谷口 司		

6 議事の内容

(開会 午後3時55分)

教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第1議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と玉井委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

はい、では次に参ります。日程第2、教育長報告を議題といたします。教育長報告6件です。会議等1件です。3月10日金曜日から本日22日水曜日まで令和5年第1回府中町議会定例会が開催されました。詳細を教育総務課長が報告いたします。

教育総務課長

教育総務課長です。令和5年第1回府中町議会定例会の概要について説明します。本議会は、3月10日金曜日から22日水曜日までの13日間の日程で行われ、報告1件と議案24件、追加議案1件について審議されました。教育委員会関係の議案については、このあと日程第3でご報告いたします。また、20日月曜日と22日水曜日には、一般質問が行われましたので、その概要について説明いたします。本議会では、全体で14人の議員から16の一般質問がありました。そのうち教育委員会関係について、5人の議員から5つの質問がありました。本日、これらの一般質問通告書と1回目の答弁原稿を資料として配布しておりますので、ご覧ください。まず、1つ目が、1ページ、西議員からの質問「家庭教育のあり方と今後の取り組みについて」という質問事項で、府中町における家庭教育のあり方などについて質問されました。答弁では、公民館における子育て支援・家庭教育講座の開催や各小中学校PTA主催講座の支援や、親の力をまなびあう学習プログラムを取り入れ、保護者の学びの支援などを行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、現在は十分な支援が行えていないが、家庭教育支援チームくすのきの活動を通して、今後も家庭教育の支援を図っていく旨答弁しました。2つ目が、7ページ、西山議員からの質問「スクールソーシャルワーカーの配置と現状について」という質問事項で、府中町の配置と現状について質問されました。答弁では、スクールソーシャルワーカー2名を中学校区に配置し、中学校を起点として校区内の小学校にも巡回しており、家庭訪問や関係機関と連携を取りながら、児童生徒の置かれている環境への支援を行い、諸課題の解決に向けた支援につなげており、今後もスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、児童生徒が抱える問題の早期発見・早期対応に努める旨答弁しました。3つ目が、11ページ、宮本議員からの質問「第2次府中町教育振興基本計画の進捗状況」という質問事項で、教科化となった英語教育の現状と課題などについて質問されました。答弁では、小学校では令和2年度より新学習指導要領が全面実施となり、5年生、6年生において外国語科を教科として実施しており、今年度、県が実施した調査で、英語の授業はよくわかるの項目について、県平均を下回った結果となったため、その解決のため教員の指導力や授業改善が課題であると考え、取り組んでいる旨答弁しました。4つ目が、13ページ、三宅議員からの質問「部活動の地域移行について」という質問事項で、制度の背景と府中町での取り組みなどについて質問さ

れました。答弁では、制度の背景として、部活動が学校教育の一環として行われる活動であるが、必ずしも教師が担う必要がない業務という考えを踏まえ、部活動を学校単位から地域単位の取り組みとすることが文部科学省から示され、達成時期についても、当初令和7年度までとされていたが、可能な限り早期の実現を目指すことに変更されたこと、町としても関係機関と連携するとともに、町内の各種競技の指導者等との連携を始めており、文部科学省の推奨する部活動指導員として可能なクラブから導入し、教師が顧問として参加しない練習日や大会引率を計画的に設定していく予定である旨答弁しました。5つ目が、本日追加で配布した資料で、力山議員からの質問「府中町観光マップなどの充実を」という質問項目で、史跡・遺構を説明する案内板の再整備する計画等について質問させました。答弁では、再整備の計画はないが、定期的に点検を行い、必要に応じて行進をしていくこと、また、観光マップにQRコードを付けて、史跡、遺跡の情報をみえるようにすることについては、検討していく旨答弁しました。詳細な内容については、後ほど資料をご確認いただければと思います。私からの説明は以上です。

教育長

次は、学校教育関係2件です。1件目は、令和4年度小中学校卒業式についてです。府中中学校が3月4日土曜日、府中緑ヶ丘中学校が3月8日水曜日に卒業式を挙行了しました。両校で392名が卒業しました。小学校5校は、3月17日金曜日に卒業式を挙行了しました。5校で471名が卒業しました。後ほど、各委員から卒業式の感想などをご発言いただきたいと思います。2件目は、学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況について学校教育課長が報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況について報告させていただきます。本日お配りしました別紙資料「学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況について」をご覧ください。表に示すとおり、町立小中学校の2月の感染者数は、小学校が15名、中学校が7名で計22名となっており、3月は20日までの感染者数は、小学校が4名、中学校が4名で計8名でした。3月の感染者数は、小学校中学校とも大幅に減少しています。また、学級閉鎖については、ありませんでした。報告は以上です。

教育長

続きまして、社会教育関係3件です。1件目は、3月5日日曜日に府中南公民館において、ふちゅうみなみフェスタが開催されました。2件目は、3月14日火曜日から19日日曜日にかけて、あきふちゅう文化協会作品展が開催されました。3件目は、3月19日日曜日に、あきふちゅう文化協会芸術祭が4年ぶりに開催されました。3件合わせて、社会教育課長から報告します。

社会教育課長

社会教育課長です。ふちゅうみなみフェスタ、あきふちゅう文化協会作品展及びあきふちゅう文化協会 芸術祭の開催についてご報告させていただきます。第30回ふちゅうみなみフェスタを令和5年3月5日日曜日に、府中南公民館で開催しました。南公民館のホールでは、和太鼓、バレエなどの舞台発表を、館内では、写真、生け花などの作品展示が行われした。また、屋外では寿大学と女性会によるバザー、実行委員会によるお楽しみ抽選会が行われました。新型コロナウイルス感染症の対策のため、飲食の出店は行わない、日曜日1日のみの開催ではありましたが、1日のべ約900人の方にお越しいただくことができました。続きまして、あきふちゅう文化協会主催の第38回作品展と第40回芸術祭を開催致しました。作品展は、令和5年3月14日火曜日から19日日曜日まで、くすのきプラザ、1階 ギャラリーで開催され、期間中のべ632人の方に美術部の写真や油絵、文芸部の俳句などの展示を見ていただくことができました。芸術祭は令和5年3月19日日曜日にくすのきプラザ2階認定こども園つばめホール、

大アリーナで開催しました。民謡、ハーモニカ、箏曲などの演目が行われ、274人の方にお越しいただくことができました。ふちゅうみなみフェスタ及び芸術祭は、新型コロナウイルス感染症の影響で、4年ぶりの開催となりましたが、ご観覧された皆様及び出演団体の皆様は大変楽しめました。今後も、公民館活動、文化芸術活動により地域及び団体相互の交流を図っていきたいと考えております。報告は以上です。

教育長

報告は以上です。それでは、質問等に移らせていただきます。会議等について、何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

よろしいですか。それでは、学校教育関係について、何かご質問と先ほど言いました卒業式のご感想をここで言っていたらと思いますが。はい、玉井委員。

玉井委員

3月4日に府中中学の卒業式があったんですけども、2月の27、28、3月1日と高校入試があって、実質練習が2日と3日しかなかった。でも厳粛な中でとても子供たちが落ち着いていましたし、良い式だったと思います。6クラスあって証書を渡すだけでも長時間じっとしていなければならなかったが、みんな自分たちの卒業式だと意気込みが感じられて素晴らしい式だったと感じています。

教育長

はい、ありがとうございます。今日は、上之園委員がいらっしゃらないんですけれども一緒に緑ヶ丘の方に行かせていただいて、緑ヶ丘も厳粛な雰囲気の中で、素晴らしい卒業式でした。はい、神原委員。

神原委員

私も、緑ヶ丘中学校の卒業式に3月4日に参加させていただいたんですけども、一番感動的だったのが、卒業生による合唱で、最後に親の方に向かって歌ったというのが、この何年間、歌うということがなかなかできなかったのも、全員が歌うということで涙する生徒もいらっやまして、すごく感動的な卒業式でした。17日には、府中小学校の卒業式に参加させていただきまして、各学校いろんな工夫をされていました。このコロナ禍において少しでも時間を短縮してということが色濃く残っている状況があるんですけども、府中小学校の場合は、4クラスある中で、各クラスの代表者が名前を呼ばれて、一人だけだが、卒業証書を壇上で受け取るんですけども、退場するときに、校長先生が前に来られて、一人ひとりに証書を渡して退場するという形で、コロナがまだ残っている状況で、いかに子供たちが親から顔が見えるような雰囲気を作るとか、いろんな工夫をされているということに感動しました。

松本委員

私の方は、府中中学校の卒業式に玉井委員と一緒に参加したんですけども、厳粛で、練習の日がちがが少ない中で立派な卒業式であったなと感じております。小学校の方には、北小学校の方に参加させていただきました。北小では、マスクを取る合図から、子供たちがマスクを取って、一人ずつの証書をいただいて、終わったらまたマスクをつけるという形で、少人数でもあるのかなと思うんですけど、保護者の方にお顔が見れるような形を今回は取られたんだなと感じました。とても小学生には思えないぐらい立派な卒業式でした。

教育長

はい、ありがとうございます。

玉井委員

あの、すみません。小学校の方を言わなかったんですけど。小学校は、東小学校に行かせてもらったんですが。僕がいた頃は、3クラスだったんですけどね、43名だったんですよ卒業生が。ずいぶん少ないなと思ったんですが、5年生も参加して、6年生を祝ってあげようという態度がすごく感じられて、とても良いなと。やっぱり、5年生が参加して、来年度につなぐ意味でも5年生が参加できてよかったなと思います。歌も人数は少ないんですが、透き通った声でとてもきれいな声だなとすごく印象が残りました。

教育長

府中町の学校の人数も今ありましたように、府中東小学校は43名ですが、府中小学校は134名が卒業いたしましたので、学校の人数の割合は違いますので、学校でいろいろ工夫してコロナ対策の中での卒業式をしたということです。府中東小学校は43名ということで、5年生を入れても100名にもならないので、5年生を入れることもできますが、そういうことで校長先生に工夫していただき、マスクの扱いも学校長の判断で実施していただきました。それでは、社会教育関係について、何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

よろしいですか。続いて、委員の皆様から、何かございましたらよろしくお願いします。

教育長

よろしいですか。ないようです。では次に参ります。日程第3、報告第19号「代理行為の承認について（付議事件に関する意見聴取について）」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。報告第19号、令和5年3月22日、代理行為の承認について、付議事件に関する意見聴取について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。資料1ページからの報告第19号代理行為の承認について説明いたします。令和5年第1回府中町議会定例会に提出された議案のうち、教育委員会関係分について、令和5年3月1日付けで府中町長から教育委員会へ意見聴取の協議がありましたが、教育委員会会議を開催する暇がなかったため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理し、同意する旨の回答を同日付けで行いましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものです。それでは、議案の内容について資料の順番に説明いたします。資料6-2ページから6-9ページまでが、第5号議案令和5年度府中町一般会計予算です。こちらについては、予算の全体の大枠のところの資料になりますけれども、令和5年度の一般会計の教育費予算については、これまでにご説明させていただいているとおりです。続いて、7ページから17ページまでが、第11号議案府中町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてです。17ページをご覧ください。制定の趣旨です。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。個人情報の取り扱いに関し、従前は、民間、国、独立行政法人、地方公共団体は、それぞれ異な

る法律や条例により事務を行っていたところですが、個人情報の保護に関する法律に一元化し、国の個人情報保護委員会の下、統一的に事務を行う運びとなりました。すべての地方公共団体が、個人情報の保護に関する法律を直接適用することとなるため、各々で定めている現行の条例は廃止し、当該法律を適用するに足る最低限の必要事項を定めた条例について、各々が制定することとなります。2. 制定事項の概要です。(1) 町の機関は、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、及び消防長とします。(2) 開示請求に係る手数料は、無料とします。ただし、写しの交付などの実費は、開示請求者の負担とします。(3) 情報公開・個人情報保護審査会の設置及び機能について定めます。開示請求者から審査請求があった場合、調査審議する附属機関となりますが、現行の条例下においても、同じ審査会を設置しているところです。本条例の制定により、個人情報の取り扱いは、条例から法律へ移行しますが、開示請求者が町に対して行う、開示請求に係る事務については、従前と変わることはありません。3. 施行期日は、令和5年4月1日です。続いて、19ページから97ページが、第12号議案地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。95ページをご覧ください。1. 改正の趣旨です。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年を引き上げること等に関して、関係条例の規定を整備するものです。当該条例化にあたっては、相当数の条例を改正する必要がありますが、それを1つにまとめたのが本条例制定であり、府中町職員の定年等に関する条例、ほか9つの条例改正により構成されています。2. 改正事項の概要です。(1) 令和5年度から、職員の定年を、現行の60歳から、2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度以降は65歳とします。資料には、分かりやすく表形式でお示ししています。一例で申しますと、昭和38年度生まれの職員は、令和5年度に60歳を迎えますが、定年は、1歳引き上げられた61歳となりますので、定年退職は令和6年度末となります。(2) 管理職の職員は、原則、60歳に達した日後の最初の4月1日までに、非管理職に降任するものとします。組織の新陳代謝の確保と、活力の維持を目的としており、行政では、役職定年制度と表現します。町の一般的な職制で申しますと、部長・次長・課長相当職の職員が、課長補佐相当職以下へ降任することとなります。(3) 職員の給料月額、当分の間、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、原則7割水準とします。ただし、管理職の職員が非管理職に降任した場合においては、降任前の給料月額の7割と、降任後の給料月額の7割との差額を調整額として支給し、降任前の給料月額の7割水準となるよう措置を講じます。(4) 退職手当の支給率は、当分の間、職員が60歳に達した日以後、引き上げられた定年、若しくはそれ以前に退職した場合であっても、自己都合の率によらず、定年退職の率により算定します。また、60歳ピーク時の給料月額を算定の基礎として適用する特例を設け、定年引き上げに際し、職員に不利益が生じないよう措置を講じます。(5) 60歳に達した日以後、引き上げられた定年前に退職した職員について、本人の希望により、定年前再任用短時間勤務職員として採用することができるものとします。なお、勤務時間や給与の仕組みなどは、現行の再任用短時間勤務職員と同様です。(6) 現行の再任用職員制度については廃止しますが、令和13年度末の定年の段階的な引き上げ完了時まで、暫定再任用職員制度として継続するものとします。(7) その他、所要の改正を行います。3. 施行期日等です。(1) 施行期日は、令和5年4月1日とします。(2) 定年及び再任用職員等に関する経過措置を設けます。続いて、99ページから107ページが、第13号議案府中町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についてです。107ページをご覧ください。1. 改正の趣旨です。職員の服務の宣誓に関する政令の一部を改正する政令が施行されたことを踏まえ、職員の負担軽減及び事務の効率化を図るため、条例の一部を改正するものです。服務の宣誓とは、地方公務員法上の義務で、新たに職員となった者が、その職務に従事する前に、任命権者等に対して、公務員としての理念を宣誓する制度です。2. 改正事項の概要です。(1) 職員の服務の宣誓の実施方法について、任命権者等の面前での署名を不要とします。(2) 宣誓書について、職員の押印を不要とします。これにより、今後は、宣誓書を任命権者に提出することにより、服務の宣誓を行うこととなります。3. 施行期日は、公布の日です。続いて、10

9 ページから 113 ページが、第 14 号議案府中町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてです。113 ページをご覧ください。1. 制定の趣旨です。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年を引き上げること等に合わせ、高齢職員の勤務形態の選択肢を広げるため、条例を制定するものです。本条例は、職員の加齢による諸事情への対応、定年退職後の人生設計の準備等のため、職員が希望する場合、部分的に休業できる勤務形態を制度化するもので、先ほど説明した、職員の定年を引き上げる条例の制定と合わせて導入し、その効果的な活用を図ります。2. 制定の概要です。55 歳に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、高齢者部分休業を承認することができるものとします。職員が高齢者部分休業をした時間については、給与を減額します。3. 施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日です。続いて、115 ページから 123 ページが、第 18 号議案府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。123 ページをご覧ください。1. 改正の趣旨です。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、児童の安全の確保に関する運営基準を定め、及び職員に関する経過措置を延長するため、条例の一部を改正するものです。この条例は、改正省令に準じて改正する必要がありますので、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、町が条例で定めている基準の一部を改正するものです。放課後児童健全育成事業とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。2. 改正事項の概要です。（1）放課後児童健全育成事業者に対し、安全計画の策定等を義務付けるものです。これは、放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所における設備の安全点検の実施に関すること及び放課後児童健全育成事業所内外での活動及び生活等について、職員及び利用者等への安全に関する指導及び職員への研修や訓練など、安全に関する事項についての計画を策定し、必要な措置を講じなければならないとするものです。（2）放課後児童健全育成事業者が、自動車を運行する場合において、利用者の自動車への乗り降りの際に、点呼等の方法により利用者の所在を確認することを義務付けるものです。（3）放課後児童健全育成事業者に業務継続計画の策定等を実施するよう定めるものです。これは、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないとするものです。（4）放課後児童健全育成事業者が、職員に対して感染症及び食中毒予防等のための研修及び訓練を定期的に実施するよう定めるものです。（5）本基準条例の制定時に附則で規定しました、放課後児童クラブの支援員の資格に係る経過措置について、その期間を 3 年間延長するものです。基準省令では、支援員の資格として、都道府県知事が実施する研修の修了が義務付けられていますが、一方で、制度の発足から 5 年間の経過措置として、当該研修の修了を予定する者は、研修を修了したものとみなすことが認められました。これを受け、本町においても、当該経過措置を含む基準条例を定め、放課後児童クラブを適正に実施してきたところで、令和 2 年 4 月に当該経過措置の 3 年間の延長を行いました。引き続き本町においても、資格を有する放課後児童支援員をより多く確保し、放課後児童クラブの安定した運営の継続とクラブ運営の質の向上を図るため、当該経過措置の期間を 3 年間延長するものです。（6）規定を整理するものです。3 施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日です。ただし、第 10 条規定の整理につきましては公布の日から施行します。また、第 6 条の 2 安全計画の策定等の義務については、令和 6 年 3 月 31 日までの間、努力義務とする経過措置を設けるものです。以上、6 件の議案については、原案どおり可決・認定されました。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第3、報告第19号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第3、報告第19号についてはそのように決めます。では、次に参ります。日程第4、第15号議案府中町立学校職員衛生管理要綱の一部改正についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第15号議案、令和5年3月22日、府中町立学校職員衛生管理要綱の一部改正について、府中町立学校職員衛生管理要綱の一部改正について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。府中町立学校職員衛生管理要綱の一部改正について説明します。本日お配りしました右上に第5号議案参考資料と書いてある用紙をお願いします。まず1. 改正の趣旨です。府中町立学校のうち常時五十人以上の事業場について、産業医を置くことにあたり、府中町立学校職員衛生管理要綱において、必要な事項を追加するものです。労働安全衛生法第13条第1項及び労働安全衛生法施行令第5条により常時五十人以上の事業場においては、労働安全衛生の観点から産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせる必要があります。現在、府中町立の小・中学校では、学校医と兼任の保健管理医により健康管理を行っておりますが、府中小学校、府中南小学校、府中中央小学校、府中中学校、府中緑ヶ丘中学校の5校は常時50人以上の教職員が勤務しておりますので、各学校ごとに産業医の選任が必要となっております。このことから、令和5年度から対象の学校に産業医を選任し、法令で定める労働者の健康管理等を行わせるにあたり、府中町立学校職員衛生管理要綱に産業医の項目を加え、学校衛生委員会の委員に産業医を追加するものです。また、現在の運用に合わせ、衛生管理者及び衛生推進者の解任時の選任等報告書の提出の文言を削除するとともに、学校衛生委員会委員の任期を1年間に改めます。2. 改正事項の概要です。(1) 常時五十人以上の学校に産業医を置く。(2) 産業医は、教育委員会が選任する。(3) 産業医は、次の業務を行うものとする。1. 学校衛生委員会、2. 衛生教育、3. 職場巡視、4. 健康診断総合判定、5. 健康相談、6. 保健指導、7. 休職・復職等に係る相談、8. ストレスチェックに係る相談、9. 長時間労働者面接指導、10. 所属長からの情報提供に対する指導等、(4) 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。3. 施行期日は、公布の日から施行します。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。産業医は、学校医と兼職してもよろしいんですか。

学校教育課長

学校医とは別の方に委嘱させていただきます。

教育長

ということは、新しく学校医にプラスするようになる。

学校教育課長

そういうことになります。

教育長

それは、5校に5人ということになりますか。それとも、お一人が兼ねてもよいですか。

学校教育課長

お一人が兼ねていただいてもよろしいですが、やはり、兼ねるとしても2校を兼ねるぐらいで、とても業務もありますので、全部を兼ねるとことは難しいかと思えます。

教育長

はい、ありがとうございます。それでは他にご質問等はございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第4、第15号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第4、第15号議案についてはそのように決めます。では、次に参ります。日程第5、第16号議案府中町子どもの読書活動推進計画第三次の策定についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第16号議案、令和5年3月22日、府中町子どもの読書活動推進計画第三次の策定について、府中町子どもの読書活動推進計画第三次の策定について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、図書館長が行います。

図書館長

図書館長です。日程第5、第16号議案 府中町子どもの読書活動推進計画第三次の策定について。町立図書館長の金光です。よろしくお願いいたします。それでは資料の府中町子どもの読書活動推進計画（案）をご覧ください。当計画に関係する図書館と学校教育課が連携し、第三次の計画素案を作成しました。更に図書館の運営等に関する諮問機関である府中町図書館協議会に諮り、修正等を行ったものを、今回議案として上程したものです。表紙の裏面の目次をご覧ください。第1章が計画の策定にあたって、第2章が第二次計画、平成30年から令和4年度の取り組みと課題、第3章が第三次計画という章立てとなっています。まず1ページ、第1章計画の策定にあたっての1. 策定の趣旨です。第二次計画が今年度で終了することから、第二次計画での取り組みと課題を踏まえ、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくための、読書習慣の形成に向けた取り組みや読書習慣を支える環境整備により子どもの読書活動を一層推進するため、府中町子どもの読書活動推進計画第三次を策定します。3. 対象者及び計画期間は、0歳から概ね18歳までの子どもを対象とし、令和5年度を初年度とし、令和9年度までの5年間を計画期間とします。続きまして、第2章第二次計画平成30～令和4年度の取り組みと課題です。本を読むきっかけの提供、本を読むことの習慣化、読む力の育成、読書環境の整備について、具体的な目標を設定し、取り組んでまいりました。以下のとおり取

り組みの総括と課題を整理いたしております。ここでは、説明については、割愛をさせていただきます。続きまして、第3章第三次計画、14ページになります。第二次計画の取り組みの課題を受けまして、本計画では、第三次計画の基本方針を次の3点といたしました。①読書習慣の形成に向けて、家庭、地域、幼稚園、保育園、学校において、発達段階に応じた取り組みを推進します。②様々な読書活動を通じて、目的に応じて自ら本を手に取り、多様なものの見方や考え方に触れることにより、自分の考えを形成し、表現できるように取り組みます。③読書の関心を高めるため、興味・関心があることや、学習に関する方を選書し、本を自由に選択できるよう、展示や本の紹介など、情報提供に取り組みます。以上の基本方針により、当計画では、取り組みの視点を、本に親しむ、本から学び自らの考えを深める、目的に応じて読むの三つとし、成果指標を次の通りとしました。成果指標の表をご覧ください。本に親しむについては、二つの指標を立てました。不読率、1ヶ月の間に本を何冊くらい読みましたかという質問に対して、読んでいないと回答する子どもの割合を、小学生では2%以下、中学生では8%以下を目標としました。二つ目、町立図書館での児童生徒1人当たりの貸出冊数を15冊以上としました。次の視点、本から学び自らの考えを深めるについては、本を読んで知りたいことがわかったり、自分の考えを広げたりすることがある、小学生。本を読んで自分の生き方や社会との関わり方について考えることがある、中学生。という質問に対して、肯定的に回答する子ども割合を、小学生・中学生とも60%以上としました。次に、三つ目の視点、目的に応じて読むについては、興味・関心があることや、学習に関することを、本や資料を活用して調べている。という質問に対して肯定的に回答する子どもの割合を、小学生60%以上、中学生60%以上という目標を立てました。この視点等を体系的に表したものが、15ページになります。続きまして、具体的な取り組みについてです。16ページになります。(1)本に親しむ、①家庭における読書活動の推進では、子どもは、家庭の中で基本的な生活習慣や豊かな心、倫理観などを身に付けるなど人間性が形成されます。このことから子どもの読書習慣は、読書が家庭の日常生活の中に位置付けられ、家庭での読書活動が発達段階に応じて継続して行われることが必要です。各家庭が子どもの発達段階に応じて読書活動ができるよう子どもが本に親しむ機会を提供し、家庭での読書活動への支援に取り組みます。主な取り組みとして、保護者の読み聞かせの参加体験型学習を実施します。ブックスタート事業と連携し、読み聞かせの啓発資料を各家庭に配布します。取り組みに対する指標として、保護者の読み聞かせの参加体験型学習の実施を年2回実施します。読み聞かせの啓発資料の配布を実施します。続きまして、②図書館における読書活動の推進です。町立図書館は、地域における読書活動の中心的役割を担っています。子どもが読みたい本を自由に選ぶことができ、読書活動を支援するため、子どもが本に親しむためのイベントや推薦図書等の情報提供など読書への関心を高める取り組みを行います。主な取り組みとして、乳幼児向けの図書を充実させます。定期的におはなし会を実施します。子ども読書の日に関する取り組みを行います。17ページ、取り組みに対する指標として、おはなし会の週1回以上実施し、年では80回以上実施します。子ども読書の日及び読書週間に展示やイベントなどを前回計画に引き続き実施していきます。学校の読み聞かせボランティアによる放課後児童クラブでの読み聞かせは、今年度より実施しました。引き続き実施していきます。続きまして、③幼稚園・保育園等における読書活動の推進です。幼稚園・保育園等では、絵本等による読み聞かせなど、日常的に本に親しませる取り組みが行われています。取り組みについての情報交換や連携して保護者への読書活動の推進に取り組みます。主な取り組みとして、ボランティアによる幼稚園・保育園・認定こども園における読み聞かせを実施します。保護者へのおすすめ絵本を紹介し、図書館の利用を促進します。取り組みに対する指標として、読み聞かせボランティアによる読み聞かせを実施していきます。保護者へおすすめ絵本を紹介、図書館の利用啓発資料の配布を年2回実施していきます。読み聞かせを毎日実施している幼稚園・保育園等の割合を引き続き100パーセントとします。続きまして、④学校における読書活動の推進です。学校は、子どもが読書習慣を形成してく上で、大きな役割を担っています。児童生徒の発達段階に応じて、本に触れる機会の確保や本に親しませる取り組みを行います。

主な取り組みとして、子ども読書の日における読書活動の取り組みを行います。読書貯金や図書だよりの発行など、日常的かつ継続的な読書活動の推進の取り組みを行います。18ページ、取り組みに対する指標として、子ども読書の日4月23日に関する取り組みを実施している学校数を現状5校から小中学校全7校実施していきます。全校一斉読書を週2回以上実施している学校数を現状5校から小中学校全7校実施していきます。令和2年度より実施しているPOPコンテストを引き続き実施していきます。読書ボランティアを活用している学校を引き続き小中学校全校で実施していきます。読んだ本の内容について、友だちや家族に紹介したり、話をしたりしている児童生徒の割合を小学生、広島県の目標値である60%以上、中学生55%以上を目指します。19ページ、(2)本から学び自らの考えを深める、①の参考となる図書館資料の展示及び提供です。町立図書館は、豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書活動の機会を提供する場所です。子どもの読書の関心を高めるため、興味を引く展示や本の紹介など情報提供に取り組みます。主な取り組みとして、中高校生を対象とした青少年コーナーを引き続き設置し、生き方や進学・就職に関する資料を提供します。ホームページ等を通じて生き方等につながる図書を紹介します。学習者用パソコンの活用による学校への図書館資料の提供を行います。取り組みに対する指標として、令和3年11月から実施しているホームページ等を通じて生き方等につながる図書の紹介を毎月実施していきます。児童生徒が学習者用パソコンから予約した本を配送している学校数を現状2校から小中学校全7校実施していきます。続きまして、②児童生徒が本を読んで考えを深め表現する機会の提供です。子どもは、読書を通じて多くの知識を学び、感動を得ます。学校において、様々な読書活動を通じて多様なものの見方や考え方に触れることにより、自分の考えを形成し、表現できるよう取り組みます。主な取り組みとして、全校一斉読書を、引き続き実施します。校内で推薦図書のリストを作成する等、発達段階や実態に応じた本に親しませる取り組み、推薦図書の紹介、児童生徒同士で本を紹介し合う活動、読み聞かせ等を行います。課題発見・解決学習の中で、児童自らが課題を立て、解決に向けて主体的に読書活動に取り組みます。20ページ、取り組みに対する指標として、興味・関心があることや学習に関することを本や資料を活用して調べている児童生徒の割合を小学生、現状77%から80%に、中学生、現状63.3%から65%以上を目指します。学校外の読書感想文、小論文等コンクールへ応募している学校数を現状6校から小中学校全7校、実施していきます。校内で推薦図書のリストを作成する等、発達段階や実態に応じた本に親しませる取り組み、推薦図書の紹介、児童生徒同士で本を紹介し合う活動、読み聞かせ等を行った学校数を引き続き小学校5校、中学校2校の全校、実施していきます。続きまして、21ページ、(3)目的に応じて読む①小・中学校の学習指導要領を踏まえた読書活動の推進です。子どもが本を読む目的は様々です。学校において、児童生徒が興味や課題意識をもち、目的に応じて自ら本を手に取り、自主的に読書活動を行なえるよう取り組みます。主な取り組みとして、各教科等の特質に応じて、様々な本や資料を読み取って自分の考えをまとめられるよう自主的に読書活動の推進に取り組みます。学校図書館を計画的に利用・活用するとともに町立図書館の団体貸出により読書活動を充実します。取り組みに対する指標として、様々な本や新聞、資料を基に自分の考えをもたせる指導を行っている学校数を引き続き小中学校全7校で実施していきます。町の団体貸出制度を活用している学校数を引き続き小中学校全7校で実施していきます。続きまして、22ページ、(4)読書環境の整備、①学校図書館の充実です。学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場である読書センター、また、読書、学習、情報収集などに関わる学習・情報センターとしての機能を持っています。子どもの自主的な学習態度を育成するうえで、学校図書館を整備が一層重要となっています。主な取り組みとしてコミュニティ・スクールのサポーターと連携・協働し、子どもの様々な興味・関心に応えるよう図書資料や施設の充実に取り組みます。学校図書館資料の適切な廃棄・更新に努めます。また、すべての小・中学校で、展示物や配架の工夫を行います。取り組みに対する指標として、学校図書館資料の適切な廃棄・更新に努めている学校数を引き続き小中学校全7校で実施していきます。学校図書館の一人当たりの年間貸し出し冊数を小学校、現状31.5冊を35冊以

上、中学校、現状 8.8 冊を 10 冊以上とします。続きまして、②町立図書館の充実です。町立図書館は、町民が必要とする資料を提供することを基本的な任務としています。住民の要望や地域の実情に留意し、乳幼児、児童生徒及び青少年向けの図書資料の整備・充実に取り組みます。また、学校図書館と連携・協力し、子どもの読書活動の推進に取り組みます。主な取り組みとして、読み聞かせボランティア等が交流できる機会を設け、ボランティアが多様な場所での活動や参加者と交流できるよう支援を行います。学校の ICT ネット環境の整備を行い、各授業等での町立図書館の活用を促進します。取り組みの指標として、読み聞かせ交流会を引き続き年 1 回実施していきます。ホームページに青少年向けおススメ図書リストを年 2 回掲載していきます。児童図書の蔵書数を児童・生徒一人当たり 3 冊以上を維持していきます。府中町子どもの読書活動推進計画第三次案の説明は以上です。よろしくお願いします。説明は以上です。

教育長

委員の皆様方から何かご質問等ございませんか。これは国の位置づけにありますように、国の読書活動の推進基本計画、広島県の読書推進基本計画、これは第 4 次ですが、府中町は第 3 次ということは 1 次か 2 次の間が少し空いていますが、図書館の努力とこの一年間、図書館協議会等でご審議いただいて今回は、令和 4 年に切れるものを切れ目なく進めることができるということで、ご努力いただきました。ありがとうございます。そして今日の流れですが、この教育委員会会議で決定して案が切れるという、本日、決定するという事でよろしいですね。

社会教育課長

お願いします。

教育長

ということで、委員の皆様方に最終決定をしていただいて、案が取れるという形になります。この後の周知などの計画がありましたら。

図書館長

図書館長です。ここでご承認いただきましたらホームページ等でこの計画を載せて、また、紙ベースについて図書館等にもおいて、手に取ってみてもらえるように考えています。

教育長

この中の内容には、学校との連携が、学校が果たさなければならぬことがたくさんありますので、ぜひとも学校長の方に早急に伝えていただいて、特に 4 月 23 日の子供の読書の日の取組に間に合うように早目に伝えていただきたいと思います。他にございませんか。よろしいですか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第 5、第 16 号議案については、原案のとおり可決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

それでは、案が消えて周知させていただくということになりますので、よろしくお願いします。ご異議ないようでございます。日程第 5、第 16 号議案についてはそのように決めます。では、次に参ります。日程第 6、第 17 号議案を議題といたしますが、そ

の前にお諮りします。日程第6については、人事に関する案件であるため、審議は非公開が適当と思われます。ついては、日程第6の議事内容について、非公開とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手)

教育長

出席委員の3分の2以上と認め、第17号議案については、非公開とします。それでは、関係職員以外は退席をお願いします。

教育長

日程第7、第18号議案、府中町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命の同意についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第18号議案、令和5年3月22日、府中町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命の同意について、府中町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命の同意について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。本日配布しました資料、第18号議案、府中町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命の同意について説明いたします。府中町情報公開・個人情報保護審査会委員については、府中町情報公開条例第10条及び府中町個人情報保護条例第20条に、町長が他の実施機関と協議して任命することとなっており、他の実施機関に教育委員会も含まれているため、このたび協議があったものです。任命期間は、令和5年4月1日から令和9年3月31日までです。資料の2枚めくっていただきましたら予定者の名簿がついております。3名の方については、今も委員をされておまして再任という形になっております。就任予定が新しい方が2名ということで、最後の4人目と5人目の方、北山さんと細田さんの2名の方は新任ということで今回予定者となっています。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第7、第18号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第7、第18号議案についてはそのように決します。

以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午後5時7分)